

意見書案第3号

令和5年3月29日提出

令和5年3月29日可決

提出者	市議会議員	新藤	井美	加
	同	藤江	江彰	平
	同	佐藤	藤祥	一
	同	林	幸	裕
	同	宮崎	裕紀	子
	同	角田	修一	一
	同	新井	美咲	子
	同	小林	久子	子
	同	小曾	英明	明

難病・長期慢性疾病対策の総合的な推進を求める意見書

難病・長期慢性疾病対策の総合的な推進に関し、2015年1月、「難病の患者に対する医療等に関する法律（以下、「難病法」という。）」の施行に伴い、法的根拠を持つ総合対策として位置づけられた。

難病法第二条では、その基本理念として、「難病の患者に対する医療等は、難病の克服を目指し、難病の患者がその社会参加の機会が確保されること及び地域社会において尊厳を保持しつつ他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、難病の特性に応じて、社会福祉その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に行われなければならない。」とされたことから、難病対策の総合的な推進により、難病や疾病のある子供たちも含め、難病患者が未来に希望を持てるよう、一層の努力が求められている。

総合的対策の充実が求められる中であって、一般社団法人日本難病・疾病団体協議会による難病の原因究明、治療法の確立等を目的とした国会請願が、令和4年6月15日に衆参両議院で採択され内閣府に送付されている。

よって、国においては、難病及び難病以外の長期慢性疾患の患者やその家族が、安心して暮らせる社会の実現に向け、下記事項の実施について強く要請する。

記

- 1 未診断疾患を含めた難病の原因究明、治療法の早期開発、診断基準と治療体制の確立を急ぎ、指定難病対象疾病の拡大を進めること。
- 2 難病や長期慢性疾病の患者や家族に対し、医療費を始めとする経済的負担の軽減を図ること。
- 3 難病や小児慢性特定疾病の子供に対する医療の充実を図り、成人への移行期医療を確立すること。また、各家庭環境に応じたインクルーシブ教育の促進を図ること。
- 4 障害者雇用率の対象とするなど、難病患者の就労拡大や就労支援を充実すること。
- 5 福祉サービスの人材確保の促進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日  
衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 あて  
総務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣

前橋市議会議員 阿部 忠 幸